

広島県収交	
第	号
29.3.30	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発 0330 第 2 号
平成 29 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところです。

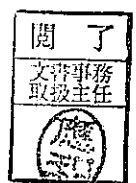
今般、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正することとしましたので通知します。

また、今般の外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示しますので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願います。

記

第 1 外原規 2006 の一部改正の要旨について

1. 一般試験法について、次の試験法を改めたこと。
 - 1) アミン価測定法
 - 2) 二酸化チタン定量法
 - 3) pH 測定法
 - 4) ヒ素試験法
 - 5) ビタミン A 定量法
 - 6) 粉末 X 線回折測定法
 - 7) メタノール試験法
 - 8) ヨウ素価測定法
 - 9) ろ紙クロマトグラフ法
 - 10) 標準品
- 11) 試薬・試液



12) 容量分析用標準液

13) 標準液

2. 次の品目について、別記Ⅱの性状及び品質等に関する規定を改めたこと。

1) エタノール

2) エタノール (96)

3) 加水分解コムギたん白液

4) 加水分解コムギ末

5) 酢酸レチノール

6) パルミチン酸レチノール

7) ビタミンA油

8) ポリ塩化ジメチルジメチレンピロリジニウム液

9) 無水エタノール

10) ラウリン酸プロピレングリコール

第2 施行時期について

本通知は、平成29年3月30日より適用すること。ただし、平成30年9月30日までの間は、従前の例によることができるものとする。